

銚田市告示第 33 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、銚田都市計画ごみ焼却場を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 2 0 日

銚田市長 岸 田 一 夫



記

- 1 都市計画の種類  
ごみ焼却場
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
銚田市上釜字市ノ沢の一部  
東茨城郡大洗町成田町字市ノ沢の一部、字市ノ沢官林界の一部、  
字大堀新林の一部、字大堀の一部
- 3 縦覧場所  
銚田市役所 都市計画課

銚田都市計画  
ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更  
（銚田市決定）

銚 田 市

銚田都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更（銚田市決定）

都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）に2号銚田・大洗広域事務組合ごみ焼却場を次のように追加する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ焼却場名			
2	銚田・大洗広域事務組合ごみ焼却場	銚田市上釜ほか	約 65,600m <sup>2</sup>	処理能力 ごみ焼却施設：70 t/日 リサイクル施設：7.1 t/日

「区域は計画図表示のとおり」

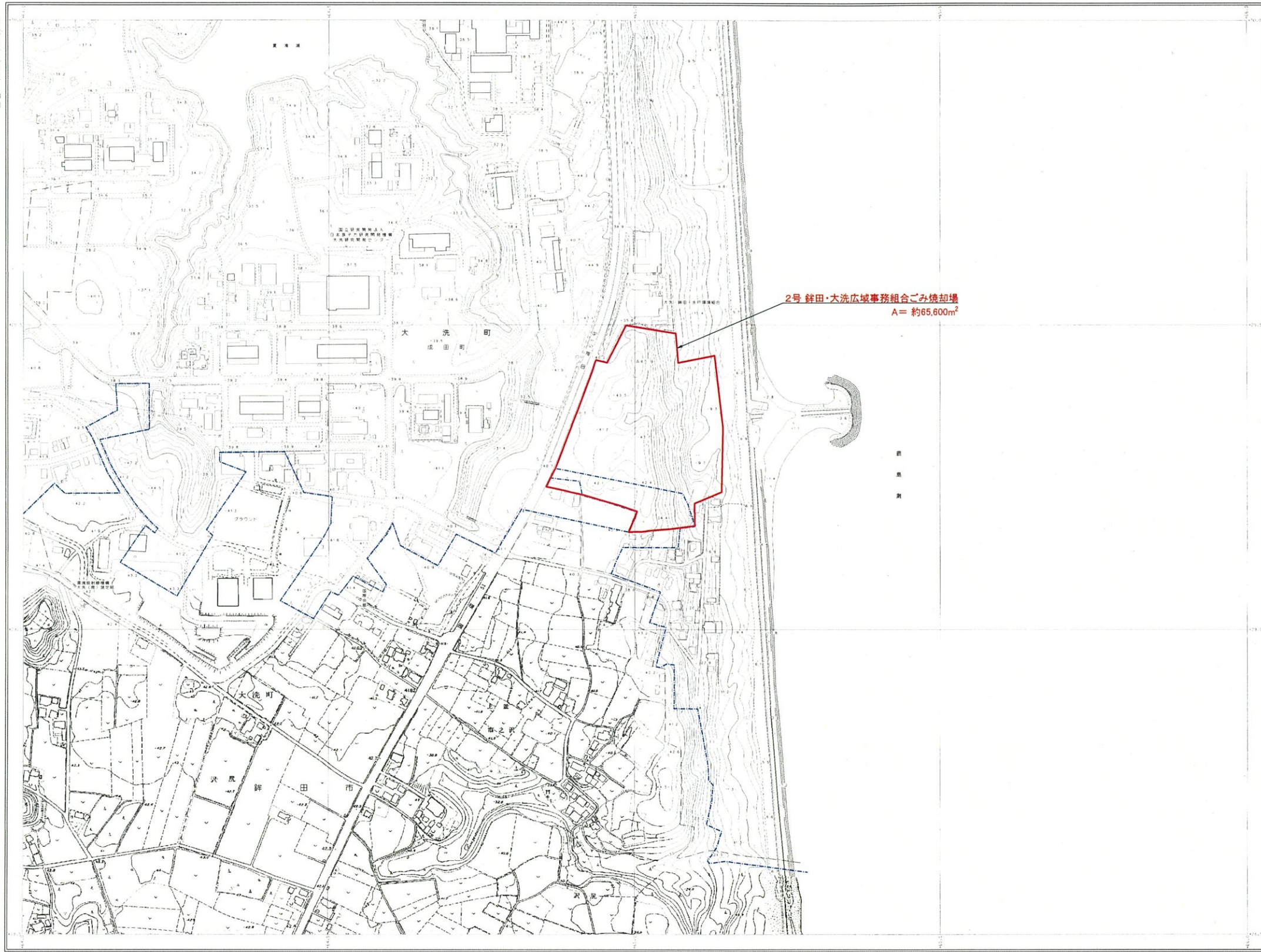
理 由

循環型社会形成推進に係る社会的要請や将来にわたり安定かつ効率的なごみ処理体制を維持するため、都市計画ごみ焼却場を変更（追加）するものである。

# 計画図

1:2,500

Ⅸ-JF 06-1



2号 銚田・大洗広域事務組合ごみ焼却場  
A=約65,600㎡

13	14
15	16



記号	
○	国土地院
□	市界
○	町界
○	大字界
○	郡界
○	県界
○	国界
○	国土地院
○	市界
○	町界
○	大字界
○	郡界
○	県界
○	国界

○	国土地院
○	市界
○	町界
○	大字界
○	郡界
○	県界
○	国界
○	国土地院
○	市界
○	町界
○	大字界
○	郡界
○	県界
○	国界

○	国土地院
○	市界
○	町界
○	大字界
○	郡界
○	県界
○	国界
○	国土地院
○	市界
○	町界
○	大字界
○	郡界
○	県界
○	国界

○	国土地院
○	市界
○	町界
○	大字界
○	郡界
○	県界
○	国界
○	国土地院
○	市界
○	町界
○	大字界
○	郡界
○	県界
○	国界

○	国土地院
○	市界
○	町界
○	大字界
○	郡界
○	県界
○	国界
○	国土地院
○	市界
○	町界
○	大字界
○	郡界
○	県界
○	国界

本図は平成24年国土交通省告示第9号の規程による測量結果、測量成果2011に於いて、図面を基に作成されたものである。図面に示した測量成果は、10メートルの精度で測定されたものである。測量の精度は、測量の精度に準ずるものと見做す。

縮尺 1:2,500  
作成 平成24年12月  
修正 平成25年1月

1:2,500

（この図面は測量法に基づき作成されたものである。）

作業機関 株式会社アイコンサラン  
計画機関 大洗町

## 計画図

### 凡例

□	今回決定分
---	行政区域界

